

ガス小売選択約款
(家庭用ガス暖房契約)

- ・ 土渕団地
- ・ 第3 富士見ニュータウン
- ・ 花園第1 ニュータウン
- ・ こぶしヶ丘団地

令和8年9月1日

盛岡ガス燃料株式会社

目次

1. 目的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 使用量の算定	2
7. 料金	2
8. 単位料金の調整	2
9. その他	3

附則

1. 実施の期日	3
----------	---

別表

1. 適用区分	4
2. 料金及び消費税等相当額の算定方法	4
3. 料金表	5

ガス小売選択約款

(家庭用ガス暖房契約)

1. 目的

この選択約款は、家庭用ガス暖房機器の普及を通じ、当社の製造供給施設の効率的利用及び効率的な事業運営に資することを目的とします。

2. 選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとします。

3. 用語の定義

(1) ガス暖房機器

エネルギー源としてL P ガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器のことをいいます。

(2) 専用住宅

居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など、業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。

(3) 併用住宅

店舗・作業場・事務所などの業務に使用するために設備された部分と、居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。

(4) 消費税等相当額

消費税法により課せられる消費税及び地方税法により課せられる地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切捨てます。

(5) 単位料金

6 に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

(6) 基本料金、基準単位料金

基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税相当額を含んだ額をいいます。

4. 適用条件

ガス暖房機器を家庭用の専用住宅または併用住宅で使用する需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の締結

(1) この選択約款に関する契約は、お客さまがこの選択約款を承諾のうえ、当社に申込みをされ、当社が申込みを受諾したときに成立いたします。

(2) 申込みの際は、所定の申込書により申込んでいただきます。

(3) 契約期間は次のとおりといたします。

①新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として、12か月目の月の定例検針日までといたします。

②契約種別を変更した場合には、申込みがあった日の次の検針日の翌日から、その申込日の属する月の翌月を起算月として、12か月目の月の定例検針日までといたします。

③契約期間満了時において、当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として、12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以後も同様といたします。

(4) 当社は、本契約の契約期間満了前に、他の契約種別（ガス小売供給約款に定める契約を除きます。）への変更を申込みされた場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料金

(1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(2)により算定されたもの（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。

なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

(2) 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金または8の規定より調整単位料金を算定した場合には、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表2（2）のとおりといたします。

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋0. 215円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

＝基準単位料金－0. 215円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

（備考）

上記イ、ロの算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切捨て。

(2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格（トン当たり）

75,740 円

②平均原料価格（トン当たり）

別表2（2）に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりプロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）を平均原料価格といたします。なお、平均原料価格は当社の本社及び営業所等に掲示いたします。

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ．平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ．平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

9. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

附則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、令和8年9月1日から実施いたします。

別表

1. 適用区分

家庭用ガス暖房契約に適用いたします。

2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。（小数点以下の端数切捨て）

① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率／（1＋消費税率）

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率／（1＋消費税率）

3. 料金表

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が20立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表（消費税等相当額を含みます。）

①料金表A

基本料金	1か月及びガスメーター1個につき	1,100.00円
基準単位料金	1立方メートルにつき	616.00円
調整単位料金	同表の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。	

②料金表B

基本料金	1か月及びガスメーター1個につき	1,804.00円
基準単位料金	1立方メートルにつき	528.00円
調整単位料金	同表の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。	

③料金表C

基本料金	1か月及びガスメーター1個につき	5,104.00円
基準単位料金	1立方メートルにつき	363.00円
調整単位料金	同表の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。	